

第 1 回地方精神保健福祉審議会後の主な修正点

1 精神科在宅患者支援管理料、精神科退院時共同指導料の届出のある医療機関数の追加記載について

第 1 回本審議会では委員から訪問診療についての意見を受け、**精神科在宅患者支援管理料、精神科退院時共同指導料の届出のある医療機関数を追加記載**します。

現計画では、国から訪問診療に関するデータの提供があり、訪問診療を実施する医療機関数を計上することができましたが、今回は国からデータの提供がないため、中間見直しでは**精神科在宅患者支援管理料、精神科退院時共同指導料の届出のある医療機関数を計上**します。

(資料 1 - 2 愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表 1 ページ)

2 入院需要が最大になる値の設定について

入院需要は国が示す算定式により算出することとなっており、現計画では、入院需要が最大になる値を使用しています。このため、中間見直しにおいても、引き続き入院需要が最大になる値 ($\alpha : 0.74$ 、 $\beta : 0.96$ 、 $\gamma : 0.98$) を使用し、本県における入院需要を定めます。

なお、入院需要の算定式は、第 1 回本審議会時には国から示されていなかったため未定としておりましたが、国から示された後、第 1 回本審議会に御出席された委員に、現計画と同様に入院需要が最大となる値を使用することを説明し、承諾を得ております。

(資料 1 - 2 愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表 9 ページ)

3 精神病床における入院後の退院率の目標値の設定年度について

精神病床における入院後の退院率の目標値の設定年度をすべて**令和 5 年度末**とします。

第 1 回本審議会資料では、精神病床における入院後の退院率の目標値の設定年度をそれぞれ 3 か月時点の退院率は**令和 2 年度末**、6 か月時点の退院率は**令和 5 年度末**、1 年時点の退院率は**令和 2 年度末**と定めておりましたが、国の助言等に従い、すべて令和 5 年度末に修正します。

(資料 1 - 2 愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表 9 ページ)